Straight away
IFRS bulletin from PwC

14 November 2011

IASB と FASB が新たに収益認識の公開草案を公表

何が問題となっているか？

国際会計基準審議会（IASB）と米国財務会計基準審議会（FASB）（「両審議会」）は、顧客との契約から生じる収益の認識に関する新しい公開草案（ED）を公表しました。主要な収益認識モデルおよびその範囲は 2010 年 6 月に公表された ED の提案から変更されていません。しかし、両審議会はコアとなる原則の適用方法について種々の提案を修正しています。両審議会は、再公表を行うことで透明性が高まり、意図しない結果が最小化されるという点で合意しました。コメント募集期限は 2012 年 3 月 13 日です。

新しいEDは前回の提案からの最も重要な変更に関してフィードバックを求めています。その内容は以下のとおりです。

提案モデル

提案モデルは、契約ベースのアプローチを要求しています。経営者は、まず別個の履行義務を識別し、取引価格を算定してそれぞれの別個の履行義務に配分しなければなりません。収益は、企業が財またはサービスの支配を顧客に移転し、履行義務を充足した時点で認識されます。2010 年 6 月の ED からいくつかの変更があります。そのほとんどは、コメントレターのプロセスおよび業界の協議において取り上げられた懸念事項に対応した変更です。

一定の期間にわたり充足される履行義務

新しい ED は、履行義務が「一時点」でなく「一定の期間にわたり」充足される場合の判断に関する新しいガイダンスを提供しています。企業の履行義務が以下のような場合に、履行義務は一定の期間にわたり充足されます。

- 企業の履行が、顧客の支配する資産を創出または価値を高める場合、または
- 企業の履行が、資産を創出しない、または資産を創出するがベンダーに転用可能な資産でない場合で、かつ、次のいずれかの基準を満たす場合：
  - (a) 企業が履行するにつれて、顧客が同時に便益を受け取り、消費する場合
  - (b) 企業が既に実行したタスクを、他の企業が再実施する必要が実質的にない場合
  - (c) 企業が履行したサービスの支払いを受ける権利を有している場合

信用リスクの影響の表示

信用リスクから生じる減損は、収益に隣接する別個の項目として表示されます。当初の減損の評価と見積りの事後的変動の両方がこの表示項目として計上されます。そのため、契約に重大な財務要素がない場合には、最終的に顧客から受け取る現金は2つの表示項目の合計額と等しくなります。

当該和訳は、英文を翻訳したものですので、和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、
適宜、英文の原文を参照していただくようお願いします。

「合理的に確実」という制約

収益は、企業の対価を受ける権利が合理的に確実な範囲で認識されます。企業に類似した履行義務の実績があり、その実績に基づき企業が受けるであろう対価の額を予測できる場合に、収益は合理的に確実となります。

新しいEDには、知的所有権のライセンスに関する例外が含まれています。顧客による知的所有権に対する対価が事後に生じる販売に基づく場合には、これらの事後の販売が行われるまで収益として認識できません。

不利な履行義務

履行義務が不利である場合、経営者は、1年を超える期間にわたり充足される履行義務について損失を認識します。履行義務を決済または実行するためのコストのどちらか低い方のコストが当該履行義務に割り当てられる取引価格を上回る場合、履行義務は不利になります。新しいEDは、一時点または1年以内に充足される履行義務に対する負債を評価および測定する要件を前回の提案から削除しています。

中間財務諸表の開示

新しい開示事項の中には、企業の年次財務諸表だけではなく中間財務諸表においても開示が要求されるものがあります。

非金融資産への適用

新しい ED では、当該 ED の範囲外の非金融資産の販売であっても（すなわち顧客との契約ではない）、企業は、その非金融資産の支配が買い手へ移転した時点で、販売を認識することになります。

コンバージェンスは達成されるか？

IFRSと米国会計基準の2つのフレームワークにおいて、類似する取引は、同一の原則を適用すべきであることから、収益認識についてはコンバージェンスが達成されると期待されます。収益基準のガイダンスを適用する前に、他の基準を参照することを要求している場合には、引き続き相違が生じる可能性があります。

影響を受ける企業は？

当提案は、IFRSまたは米国会計基準を適用するほとんどの企業に影響を与えます。現在、米国基準の業種別ガイダンスに従っている企業は、最も影響を受けると予想されます。

発効日は？

最終基準の発効日は2015年より早くなることはないでしょう。いくつかの経過優遇措置を適用するオプションはあるものの、完全な遡及適用が要求されます。

次のステップは？

コメント募集期限は2012年3月13日です。PwCは、両審議会が2012年の年末までに最終基準を公表する予定であると考えています。PwCは、近くこの新しいEDをより包括的に分析した「実務ガイド」を公表する予定です。

This publication has been prepared for general guidance on matters of interest only, and does not constitute professional advice. It does not take into account any objectives, financial situation or needs of any recipient; any recipient should not act upon the information contained in this publication without obtaining independent professional advice. No representation or warranty（express or implied）is given as to the accuracy or completeness of the information contained in this publication, and, to the extent permitted by law, PricewaterhouseCoopers LLP, its members, employees and agents do not accept or assume any liability, responsibility or duty of care for any consequences of you or anyone else acting, or refraining to act, in reliance on the information contained in this publication or for any decision based on it.

© 2011 PwC. All rights reserved. Not for further distribution without the permission of PwC. “PwC” refers to the network of member firms of PricewaterhouseCoopers International Limited (PwCIL), or, as the context requires, individual member firms of the PwC network. Each member firm is a separate legal entity and does not act as agent of PwCIL or any other member firm. PwCIL does not provide any services to clients. PwCIL is not responsible or liable for the acts or omissions of any of its member firms nor can it control the exercise of their professional judgment or bind them in any way. No member firm is responsible or liable for the acts or omissions of any other member firm nor can it control the exercise of another member firm’s professional judgment or bind another member firm or PwCIL in any way.

当該和訳は、英文を翻訳したものですので、和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、
適宜、英文の原文を参照していただくようお願いします。